

包括的相談支援体制の整備および住民福祉活動の現状と課題**3都県の市区町村行政へのアンケート調査を通して**

菱沼幹男（日本社会事業大学・3909）

キーワード3つ：地域福祉計画、包括的相談支援体制、地域組織化

1. 研究目的

2016年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が厚生労働省に設置され、縦割りから横断的連携による包括的相談支援、サービス提供を進めるシステム構築や、地域の助け合いを進める方策として小地域での住民活動の組織化等が注目されている。これらを地方自治体が推進していく上では、行政計画である地域福祉計画におけるシステム構築や住民活動支援方策の充実が重要である。

本研究では、こうした観点から地域福祉計画の策定状況および計画内容を把握、分析することにより、今後の地域福祉推進の課題を探ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

①地域福祉計画の策定状況、②包括的相談支援体制の整備状況、③住民福祉活動の支援方策の状況について把握・分析するため、3カ所の都道府県の市区町村行政165カ所に対してアンケート調査票を郵送で配布・回収した。調査期間は2017年3月であり、調査票の項目は、研究メンバーおよび各都道府県・都道府県社協の地域福祉担当課との協議を踏まえて作成した。

3. 倫理的配慮

本研究の対象は個人ではなく地方自治体であるが、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、調査票において回収データは研究の目的のみに使用し、かつ匿名での管理・分析を行うこと、また分析結果は、匿名性を担保した上で公表することを明記し、同意の上で回答して頂いた。

4. 研究結果

全165市区町村中85カ所から回答を得た(回収率:51.5%)。回答があった地域の人口は、「1万人未満」が最も多く24ヶ所(28.2%)、「1万人以上～3万人未満」13ヶ所(15.3%)、「3万人以上～5万人未満」5ヶ所(5.9%)であり、回答の約5割が5万人未満の地域であった。また「5万人以上～10万人未満」11ヶ所(12.9%)、「10万人以上～20万人未満」13ヶ所(15.3%)であり、「20万人以上」は18ヶ所(21.2%)であった。

①地域福祉計画の策定状況については、「単独計画として策定済み」41ヶ所(48.2%)、「他計画も含めた総合計画として策定済み」24ヶ所(28.2%)、「策定を検討中」13カ所

(15.3%)、「策定の予定はない」5カ所(5.9%)であった。

②包括的相談支援体制については、横断的連携を進める取り組みとして、「行政庁内で部署横断的な連携をはかる会議体がある」23ヶ所(27.1%)、「多機関の分野横断的連携をはかる会議体がある」19ヶ所(22.4%)、「ワンストップの総合相談支援窓口を設置(委託)している」12ヶ所(14.1%)、「分野横断的な連携を図るコーディネーターを配置(委託)している」10ヶ所(11.8%)であった。回答で最も多かったのは「特に取り組んでいない」であり、25ヶ所(29.4%)であった。また、総合相談支援窓口を設置している地域での課題として、「担当職員の負担感がある」が10ヶ所(11.8%)と最も多く、次いで「相談を受けても、つなぐ社会資源や解決方法(出口)がない」、「適切な人員の配置が困難である」が7ヶ所(8.2%)、「担当職員の力量が担保できない」が4ヶ所(4.7%)という回答があった。

③住民福祉活動支援について、小地域(小・中学校区等)での住民福祉活動の組織化の状況については、「既に組織化されている」と組織化されていない」がともに22ヶ所(25.9%)、「自治会・町内会活動として組織化されている」17ヶ所(20.0%)、「福祉に限定しない住民活動が組織化されている」8カ所(9.4%)、「組織化を検討している」5カ所(5.9%)であった。また、住民組織の活動を主に担当している機関については、「社会福祉協議会」が31ヶ所(36.5%)と最も多く、「行政地域福祉担当課」5ヶ所(5.9%)、「行政まちづくり担当課」3ヶ所(3.5%)、「地域包括支援センター」2カ所(2.4%)であった。また、住民組織への財政的支援については、「社会福祉協議会からの補助金」22ヶ所(25.9%)、「行政からの交付金・補助金」21ヶ所(24.7%)であり、「赤い羽根共同募金配分金」を活用している地域は9ヶ所(10.6%)、「財政的支援はない」という地域は3カ所(3.5%)であった。

5. 考察

現在、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた動きを始まっているが、今回の調査でも地方自治体の人口規模はかなり異なっており、そのシステムは地域の実情に即して多様なものであることが望ましい。国は包括的相談支援体制のシステムとして、国はワンストップ型と連携強化型の実践モデルを例示しているが、本調査の結果、こうした体制を整備している地域はそれぞれ約1割にとどまっており、また約3割の地域で取り組みが行われていない状況であった。国が掲げるビジョンを具現化するためには、市区町村の福祉行政支援をより重点的に進める必要がある。またその際、職員の業務負担量や負担感についても考慮し、適切な人員配置や職員研修の実施が重要である。また、小地域での住民福祉活動の組織化についても、まだ取り組まれていない地域も多く、財政的な支援もかなり異なっている。改めて地域力強化に向けた支援について、行政のコミュニティ政策と社協の小地域福祉活動支援方策の整合性を図り、推進していくことが必要である。

※本研究は科学研究費補助金基盤研究(B)(一般)研究代表：市川一宏「コミュニティ再生に向けた地域福祉実践理論の構築とその研究方法論の確立に関する研究」(期間：平成27～29年度)による研究成果の一部である。